

1 平成27年の実施結果(実施団体名については参考1を参照)

- 都道府県 41団体
- 指定都市 16団体
- その他の市町村 114団体

以上のほか、ゆう活の趣旨を踏まえた取組を実施した団体も多数

(例)16時以降の会議等の原則禁止、定時退庁の徹底、20時以降の超過勤務の原則禁止

【実施団体の主な意見】(意見内容については参考2を参照)

- 「電話や来客のない早朝は仕事に集中でき、業務がはかどった」、「家族と過ごす時間や趣味や地域活動、自己啓発などに活用できた」といった声があった。
- 職員からは地域活動に従事でき有益との声もあったほか、特に知事部局における8月の時間外勤務時間数は昨年度に比べ20%近く縮減されており、一定の成果はあったと評価している。

2 平成28年「ゆう活」の地方公共団体への要請(通知については参考3を参照)

○平成28年の「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」の取組について(平成28年4月7日付け事務連絡)

- ・ 昨年の実施結果を分析し、平成28年の「ゆう活」の充実に取り組むよう依頼

○平成28年の「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」の実施について
(平成28年5月19日付け総行公45号公務員部長通知)

- ・ 国家公務員の取組を踏まえ、「ゆう活」の充実に取り組み、地域社会をリードする役割を果たしてもらうよう改めて依頼
(実施期間の拡大、対象職員の拡充など)

3 平成28年「ゆう活」の取組(昨年からの工夫・充実した事項等)

- ① 通年実施を含めた実施期間の拡大
- ② 窓口職場など対象職場の拡充
- ③ 朝型勤務のパターンの追加
(朝型勤務の開始時刻を8:00からだけでなく7:30からも追加する等)
- ④ 実施単位の弾力化(実施単位を1日単位でも可能とする等)
- ⑤ 超過勤務縮減に向けた取組の徹底(会議時間の短縮等)

(取組内容については 参考4 を参照)

等

平成27年の「ゆう活」実施団体

1 都道府県

(1) 「ゆう活」を実施 (41団体)

北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(2) 「ゆう活」の趣旨を踏まえた取組を実施 (4団体)

岩手県、福島県、埼玉県、沖縄県

2 指定都市

(1) 「ゆう活」を実施 (16団体)

札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

(2) 「ゆう活」の趣旨を踏まえた取組を実施 (2団体)

仙台市、神戸市

3 その他の市町村

(1)「ゆう活」を実施（114団体）

小樽市、増毛町、幌延町、鹿追町、別海町、弘前市、東北町、五戸町、遠野市、白河市、古河市、龍ヶ崎市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、鹿沼市、下野市、前橋市、館林市、千代田町、加須市、狭山市、羽生市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、杉戸町、成田市、富里市、南房総市、陸沢町、八王子市、調布市、東村山市、国分寺市、清瀬市、武蔵村山市、平塚市、伊勢原市、海老名市、射水市、立山町、小松市、かほく市、福井市、甲府市、上野原市、塩尻市、小海町、飯綱町、喬木村、岐阜市、関市、羽島市、可児市、郡上市、坂祝町、沼津市、盤田市、湖西市、南伊豆町、西伊豆町、豊橋市、一宮市、豊川市、安城市、蒲郡市、尾張旭市、豊明市、田原市、北名古屋市、みよし市、阿久比町、東浦町、桑名市、亀山市、朝日町、長浜市、米原市、京丹後市、吹田市、八尾市、寝屋川市、河内長野市、箕面市、四條畷市、赤穂市、西脇市、淡路市、桜井市、香芝市、南部町、出雲市、呉市、廿日市市、宇部市、長門市、柳井市、山陽小野田市、高松市、松山市、四国中央市、西予市、飯塚市、大野城市、添田町、西海市、玉東町、杵築市、宇佐市、出水市、伊平屋村

(2)「ゆう活」の趣旨を踏まえた取組を実施（23団体）

仁木市、上山市、小国町、郡山市、結城市、川越市、館山市、渋谷区、中野市、枚方市、松原市、門真市、泉南市、河南町、伊丹市、橿原市、倉敷市、新見市、早島町、新庄村、三原市、佐伯市、豊後高田市

(1) ワーク・ライフ・バランス

- ・「電話や来客のない早朝は仕事に集中でき、業務がはかどった」、「家族と過ごす時間や趣味や地域活動、自己啓発などに活用できた」といった声があった。
- ・将来的にフレックスタイムなど、柔軟な働き方を検討するにあたり、職員の意識改革に刺激を与えた部分があると思う。

(2) 超過勤務の縮減

- ・職員からは地域活動に従事でき有益との声もあったほか、特に知事部局における8月の時間外勤務時間数は昨年度に比べ、20%近く縮減されており、一定の成果はあったと評価している。
- ・8月の時間外勤務時間が対前年比で1割程度減少しているため、時間外削減効果はあったと考えられる。(8月の総時間外勤務時間 4,970時間→4,475時間 対前年比 495時間減)

(3) 実施に当たっての課題

- ・窓口業務や交替制勤務、少数職場など、業務の内容等により実施が困難な場合があることや、16時30分以降に職員が減ることによる業務への影響などが課題。
- ・「社会との時間のずれにより、作業能率が低下した」、「生活のリズムが乱れた」との意見があった。

○平成28年の「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」の取組について
（平成28年4月7日付け事務連絡）（抄）

平成27年の「ゆう活」においては、各地方公共団体において積極的に取り組みいただき、41都道府県、16指定都市、114市町村において「ゆう活」を実施したほか、それ以外の多くの団体においても、定時退庁を促進するなど「ゆう活」の趣旨に即した取組を進めていただいたところです。

この「ゆう活」に対する評価としては、個人・家庭生活の充実に加え、業務の効率化や時間外勤務の縮減が挙げられるなど、柔軟な働き方改革に向けた職員の意識改革の契機となったとされており、まずは実践してみることが重要であることが、改めて明らかになりました。

各地方公共団体におかれては、平成27年の実施結果を分析し、課題の改善を図ることにより、地域の実情に即し、平成28年の「ゆう活」の充実に取り組み、地域社会をリードする役割を果たしていただくようお願いいたします。

また、国家公務員については、今後、フレックスタイム制の活用により「ゆう活」の一層の推進を図る等の方針決定が行われる予定であると承知しています。今後、随時、情報提供を行いますので、各地方公共団体におかれては、国家公務員の実施方針も参考としていただくようお願いいたします。

※ 各地方公共団体の「ゆう活」の取組内容、窓口業務を含めた実施状況の検証、今後の課題整理などについては、地方公務員月報の平成27年12月号、平成28年1月号・2月号の記事を参考にしてください。

○平成28年の「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」の実施について
(平成28年5月19日付け総行公45号公務員部長通知)(抄)

平成28年の「ゆう活」の取組については、4月7日付事務連絡でお願いしたところですが、本日、平成28年度国家公務員における「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」実施方針が、別添のとおり内閣人事局から各府省に対して通知されましたので、お知らせします。

具体的には、実施時期は、平成28年7月及び8月ですが、6月、9月以降も実施可としています。対象職員は、業務の特性や職員、組織の状況も考慮しつつ、できる限り多くの職員が実施できるよう努めることとし、実施困難であることが想定される職員であっても、一部期間の実施や体制上の工夫により可能な場合は実施に努めることとしています。

さて、「ゆう活」は柔軟な働き方改革の契機となるものであり、まずは実践してみることが重要です。震災対応により困難な場合もあると思いますが、地域の実情に即し、「ゆう活」の充実に取り組み、地域社会をリードする役割を果たしていただくようお願いいたします。

(都道府県・指定都市から聴取)

① 通年実施を含めた実施期間の拡大

- ・ 朝型勤務を通年で実施(東京都、沖縄県)
- ・ 朝に超過勤務を実施することを通年で奨励(さいたま市)
- ・ 実施期間を2ヶ月間拡大(6～9月)(27年は7月～8月) (北海道、鳥取県、新潟市)

② 窓口職場など対象職場の拡大

- ・ 27年度は本庁に限り試行したが、原則、窓口職場を含む全職場、全職員に対象を拡大(東京都)
- ・ 27年度は出先機関を対象外としたが、窓口職場も含めた出先機関も対象として実施(山口県)
- ・ 27年は一部部局のみの実施であったが、昼休みに窓口対応を行っている職場等を除く全職場に拡大(堺市)

③ 勤務形態のパターンの追加

- ・ 朝型勤務のパターンを1種類から3種類に拡大(1時間早出に、45分早出・30分早出を追加)(北海道)
- ・ 朝型勤務のパターンとして、30分早出に60分早出を追加(茨城県)
- ・ 27年度は既存の早出勤務(8時15分以降)による朝型勤務を推奨したが、規則を改正し、7時30分以降の勤務開始を可能とした(千葉県)

④ 実施単位の弾力化

- ・ 原則として1週間を単位とするが、1日単位の実施も可能とする(三重県、京都府)
- ・ 1ヶ月単位の申請から、1週間単位での申請を可能とする(佐賀県)

⑤ 超過勤務縮減に向けた取組の徹底

- ・ 会議の時間を原則1時間以内、最長2時間以内に設定(神奈川県)
- ・ 午後4時以降に会議を設定しない等超過勤務の縮減に向けた取組を周知徹底(青森県)
- ・ 定時退庁の徹底のため、「夏期ノー残業ウィーク」を設定し、その期間中、本庁舎の全館一斉消灯を実施(栃木県)
- ・ 7~8月をワークライフバランス推進月間として設定し、定時退庁を徹底するとともに、必要な超過勤務は始業前の朝の時間を推奨(横浜市)